

# 告 示

## 埼玉県告示第八百六十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一八―三七―二号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市岩槻区大字長宮字下谷中千二百三十二―一他二十二筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六千九百十七・七六立方メートル